草加市児童発達支援センターあおば学園　障害児相談支援・特定相談　利用説明書

あおば学園　障害児相談支援・特定相談では、児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支園等の障害児通所支援を利用するために必要な「障害児支援利用計画」、ヘルパーや短期入所等の障害福祉サービスを利用するために必要な「サービス等利用計画」の作成を行います。

また、サービス提供事業所等の関係機関と連携・調整を行い、お子様はもちろん保護者も安心して生活が送れるように継続的な支援を行っていきます。

保護者との相談の中で、お子様への思いや願いを伺い、サービスの内容や量（日数、時間）に加えて、サービスを利用していくうえでの統合的な目標を記載します。

なお、計画の作成に自己負担はありません。

1. 対象のお子様について

〇利用開始時点で草加市に住所があること。

〇発達面での心配や課題、障害者手帳をお持ちの 18 歳未満のお子様。

・友達との会話が苦手。

・マイペースすぎる気がする。

・成長と共に生活の介助が難しくなってきた。

・福祉サービスを利用したい。

・児童発達支援、放課後等デイサービスを利用したい。

などの困りごとに関してお子様の保護者から伺い、お子様が楽しく日々の生活を送れるように相談支援専門員が一緒に考えていきます。

2. あおば学園内の相談支援体制

相談専門支援員

※「要医療児支援体制加算」「行動障害者体制加算」の要件を満たす研修を修了した相談支援専門を配置しています。

3. 利用の流れ

①通所受給者証の取得 【保護者】

まずは支給決定機関（草加市の場合：市役所こども政策課）にて利用申請をしてください。なお、申請には、医師の診断書の提出、もしくは障害者手帳の提示が必要となります。

↓

②計画案の提出依頼

こども政策課から利用者に対し利用計画案の提出を依頼します。

申請時に、相談支援事業所（あおば学園相談支援事業所など）をご案内します。

③契約・面接

通所受給者証がお手元に届きましたら、契約をいたします。重要事項説明書に基づき、本サービスの説明を行います。利用者と相談支援専門員が面接を行い、お子様の様子や家族の状況などを確認し、障害児支援利用計画案を作成します。※面接は原則、相談支援専門員による家庭訪問となります。ご協力をお願いします。

④障害児支援利用計画案の作成と提出

相談支援専門員は障害児利用計画案を作成し、利用者に渡します。
利用者は計画案をこども政策課に提出します。

⑤支給決定・受給者証の交付

市は④の計画案を勘案し、障害児通所支援・障害福祉サービスの種類や支給量の決定を行います。通所支援・福祉サービスを使う際に必要となる支給決定の内容を記載した通所受給者証が交付されます。

⑥サービス担当者会議

利用者は指定障害児支援事業者、サービス提供事業者と一緒にサービスについて確認します。

⑦障害児利用計画の作成と提出

相談支援専門員は障害児支援利用計画を作成して、利用者に渡します。また、相談支援専門員は計画をこども政策課に提出します。

⑧サービス提供事業者との契約・サービスの提供

サービス提供事業者と契約をしてサービスの提供を受けます。サービス提供事業者は個別支援計画を作成します。

⑨利用者負担額の支払

利用者は原則として上限額の範囲内（通所受給者証に記載）でサービス費用の一割を事業者に支払います。また食費などの実費負担が必要な場合はその額を支払います。

⑩モニタリング
支給決定後、一定期間ごとにあおば学園相談支援専門員によって計画の、見直しを行います。

⑪更新
利用者は、原則、1年ごとに通所受給者証の更新手続きを行います。(①以降の手続きに戻ります。)

4. 留意事項

(1)訪問当日に、体調不良などでキャンセルされる場合は、ご連絡をお願いします。

(2)地震などの自然災害や、台風、大雪等の気象状況、または相談支援専門員の体調不良等でサービスの提供が難しい場合は、利用者様の意向を確認したうえで日程の再調整をさせていただきます。場合によっては、サービス提供を中止させていただく場合がございます。

その他、ご不明点等ございましたら、いつでもご連絡、ご相談ください。

草加市児童発達支援センターあおば学園
相談支援　連絡先

電話　：　048-948-6125